最終更新日:2015年4月23日
図研エルミック株式会社
代表取締役　朝倉　尉
問合せ先:取締役管理本部長　江口　慎一　045-624-8111
証券コード:4770
http://www.elwsc.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、継続的に企業として成長することであり、経営者としての強いリーダーシップにより健全かつ効率的、迅速な意思決定が必要と考えています。
また、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、意思決定の透明性向上及びコンプライアンスの強化を図るため、シンプルかつフラットな組織体制にしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社図研	2,539,690	40.41
日本証券金融株式会社	157,400	2.50
株式会社SBI証券	116,000	1.85
大阪中小企業投資育成株式会社	96,912	1.54
江平　文茂	91,200	1.45
松田　一之	80,000	1.27
宝川　　等	75,000	1.19
松井証券株式会社	70,700	1.12
木塚　修一	52,900	0.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC) (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	40,100	0.64

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	株式会社図研 （上場:東京）（コード） 6947

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第二部
決算期	3 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の営業取引においては従来どおり、そのほとんどが親会社等の企業グループに属していない企業との取引となっており、また、当社の事業展開に当たっては、当社独自の意思決定に基づき実行しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

＜監査役と会計監査人の連携状況＞
会計監査人に新日本有限責任監査法人を選任し、事業年度中の会計処理及び決算内容について会計監査を受け、適正な会計処理及び透明な経営の確保に努めております。監査役は、必要に応じて会計監査人より、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受け、また、事業年度中における監査結果について各監査役に報告がなされる等、会計監査人と緊密な連携を図っております。

＜監査役と内部監査部門の連携状況＞
内部監査部門として社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査の結果は監査役に報告・説明される他、随時、意見交換、討議を実施する等、相互に連携を図りつつ、適正な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西　伸孝	他の会社の出身者			△										
森尾　稔	他の会社の出身者													
木村廣隆	他の会社の出身者					△					△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役

e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西　伸孝		―――	＜招聘理由＞ 上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験も有している社外監査役である。
森尾　稔	○	―――	＜招聘理由＞ 上場企業において取締役及び監査役の経験を有している社外監査役である。 ＜独立役員指定理由＞ 当社経営陣からの独立性が疑われるような属性等は存在しません。従って、中立・公正な立場から独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
木村廣隆		―――	＜招聘理由＞ 上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有している社外監査役である。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

固定報酬に加え、業績連動型の変動報酬をインセンティブとして設定しております。なお、変動報酬の総額は前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）の額であります。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成26年３月期における取締役及び監査役に対する報酬は、次のとおりであります。
取締役（３名）：33百万円
監査役（３名）：７百万円（うち、社外監査役３名に対し７百万円）
（注）１．当事業年度末現在の取締役は４名、監査役は３名（うち社外監査役は３名）であります。上記取締役の支給員数と相違しておりますのは、

無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月24日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の4%以内(上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。)と定めた変動枠の合計額(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月13日開催の第23回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。
5. 上記の他、社外監査役1名が当事業年度中に当社の親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は2百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

各社外監査役は、取締役会及び重要な会議へ出席し、決算等適時開示情報を含む重要な事案については、担当取締役から適宜事前に資料提供と説明を受けることとなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営責任の明確化と業務執行の迅速化、意思決定の透明性向上及びコンプライアンスの強化を図るため、シンプルな組織体制にしております。

1. 取締役会
取締役会は、経営目標や経営戦略等重要な事業戦略を決定するとともに、取締役の職務執行を監督します。また、定例取締役会において、監査役の出席のもと、法令または定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項について、監査役に積極的に意見を求める運営を行い、客観的・合理的判断を確保しつつ報告、審議、決議を行っております。
2. 監査役
監査役は、ガバナンスのあり方と運営状況を監査し、取締役を含めた経営の日常的活動の監査を行っております。なお、毎月開催される当社の取締役会に出席し、意見を述べる他、必要に応じてその他の重要な会議への出席もしております。
また、監査役は、取締役及び重要な使用人から個別ヒアリングの機会を設けるとともに、社長、内部監査室、会計監査人それぞれとの間で適宜意見交換を行い、会社法及び金融商品取引法の順守及び適合の視点から適宜活動を行っております。
3. 会計監査人
会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任し、監査役及び内部監査室とも連携し会計における適正性を確保しております。当社の平成26年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、安田弘幸氏、伊藤恭治氏、櫛田達也氏であり、会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、会計士補等2名であります。
4. 内部監査体制
内部監査部門が年間の内部監査計画に基づく内部監査を実施し、その結果を定期的に取締役会に報告しております。内部監査は内部監査規程に基づき、各部門の業務が諸法令、定款及び社内規程に準拠しているか確認し、業務の適正化、不正の防止、コンプライアンス体制の確立を目的としております。
また、内部監査室は、内部統制システムに関する整備状況をコンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけており、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営機関制度につきましては、経営方針等の重要事項に関する意思決定機関及び監督機関として取締役会、業務執行機関として代表取締役、監査機関として監査役会という、旧来からの商法上で規定されていた株式会社の機関制度を基本とし、「取締役会」は意思決定機関と位置づけております。また、社外監査役の独立性については一般株主と利益相反のないことと併せて、専門性、実効性も重要な要素であると考えています。

従いまして当社は、社外監査役による中立・公正な立場で取締役の職務執行に対する有効性及び効率性の検証を行う等客観性及び中立性を確保したガバナンス体制を整えており、その上で現状の監査役の機能を有効に活用しながら、監査役には株主からの負託を受けた実効性のある経営監視が期待できることから、現状のガバナンス体制が当社にとって相当であるとし、現在、社外取締役の選任はいたしておりません。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様の議決権行使に際し、ご検討いただく時間をできるだけ長く確保するため、招集通知書を法定の期日より前に発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会は、いわゆる集中日の開催を避け、株主の皆様のご出席に便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期：年1回（5月）実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	実施時期：年1回（5月）実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL　http://www.elwsc.co.jp	
IRに関する部署（担当者）の設置	管理本部	
その他	機関投資家訪問（ロードショー）を適宜実施し、経営計画等の周知に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	経営理念として、「我々は、情報技術をもって社会に貢献します。公正、創造、論理的思考を重んじて行動します」を制定し、社員に徹底することにより社会貢献を保しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、係る企業理念とコーポレート・ガバナンスに関する基本方針の下、内部統制システムの整備を推進して参ります。
内部統制システムの整備状況は次のとおりであります。

(1)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。
取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務遂行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報、文書につき、当社の社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。
また、取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。
代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。
2. 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。
   取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。
2. 内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
3. コンプライアンス体制の万全を期するため、顧問弁護士事務所を内部通報窓口に選定し、その責任者は通報があった場合、適宜取締役会及び監査役会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

(6)当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
2. 当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
3. 親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助するための監査役補助者を置くこととする。
2. 監査役補助者は、その職務に関しては、取締役等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査役会の同意を得ることとする。
3. 監査役補助者は、監査役との連携を密にし、監査役の指示に従いその職務を行う。

(8)取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 取締役及び使用人は、職務遂行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。
2. 取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査役に報告する。
3. 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 常勤監査役は、取締役との連携を密にし、意思の疎通を図る。
2. 監査役は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、その連携を密にする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対して組織全体として毅然とした態度で臨み、当該勢力との取引関係その他一切の関係を遮断していくことを基本方針としております。

係る方針の下、管理本部を対応統括部署として、神奈川県企業防衛対策協議会に加入する等、警察をはじめとする外部の専門機関とも緊密な連携関係を構築しつつ、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努める他、対応マニュアルの整備等、反社会的勢力の排除に向けた体制の整備を推進しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

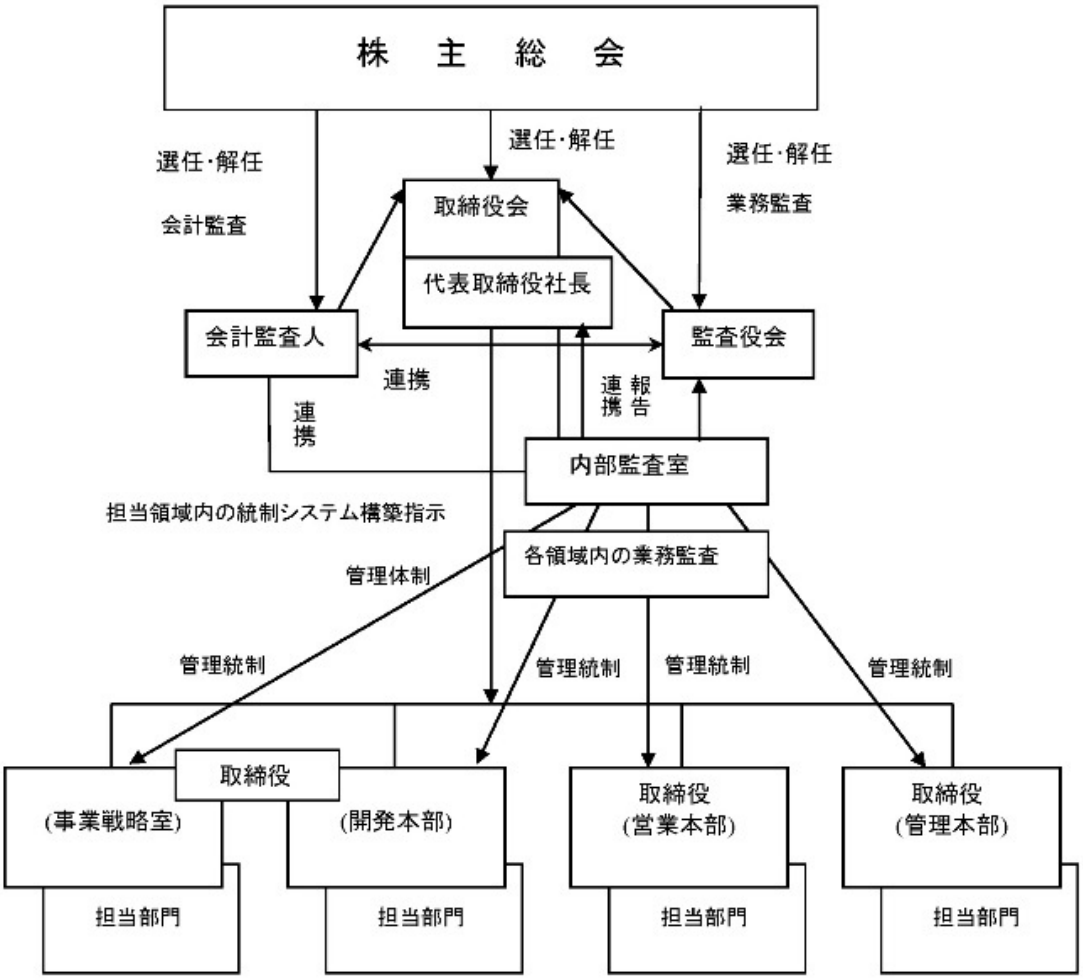
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

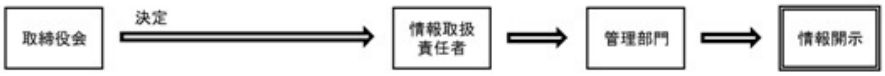
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社は、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的とし、平成27年6月24日開催予定の当社第38回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

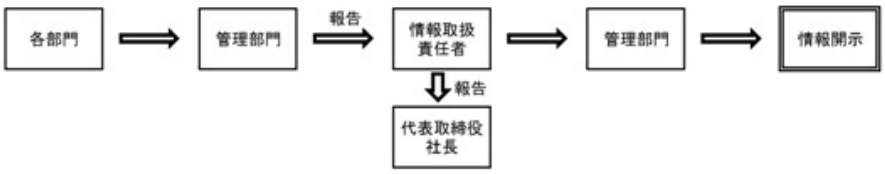


適時開示体制図

1. 決定事実に関する情報



2. 発生事実に関する情報



3. 決算に関する情報

